

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和6年12月1日 至 令和7年11月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人幸望会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 鹿児島県出水郡長島町鷹巣 3681 番地 2

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成 9 年 9 月 1 日

- (4) 設立登記年月日 平成 9 年 10 月 31 日

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	高野 徹	高野 医院 管理者
理 事	高野 茂子	
同	高野 ？子	
同		
同		
同		
同		
監 事	山崎 祐子	
同		
評 議 員		
同		
同		

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	高野医院	461 261 0362	鹿児島県出水郡 長島町鷹巣 3681番地2	一般病床1 療養病床18

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
認知症対応型共同生活介護 22110 園	鹿児島県出水郡長島町 鷹巣 3681番地5	18床
認知症対応型共同生活介護 第2 22110 園	鹿児島県出水郡長島町 鷹巣 2093番地1	18床

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

医療法人 幸望会

法人名 _____
 所在地 _____ 鹿児島県出水郡長島町野里3-2-1番地2

※医療法人整理番号 1675

財 産 目 録

(令和7年年11月30日現在)

1. 資	産	額	153,299	153,300	千円
2. 負	債	額		10,103	千円
3. 純	資	産	額	143,196	143,197 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流動資産	127,831
B 固定資産	25,468
C 資産合計 (A+B)	153,299
D 負債合計	10,103
E 純資産 (C-D)	143,196

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人幸望会
 所在地 鹿児島県出水郡長島町鷹巣3681番地2

※医療法人整理番号 675

貸借対照表
 (令和7年11月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	127,831	I 流動負債	10,103
II 固定資産	25,468	II 固定負債	()
1 有形固定資産	25,468	(うち医療機関債)	()
2 無形固定資産	0	負債合計	10,103
3 その他の資産	0	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	()	科目	金額
		I 基金	5,000
		II 積立金	138,196
		(うち代替基金)	()
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	143,196
資産合計	153,299	負債・純資産合計	153,299

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 (医) 孝望会
 所在地 中水郡長島町原菜 3681-2

※医療法人整理番号

6	7	5
---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
貸負				貸付料の 支払	2,160	貸借費	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

不利益の貸付利率は通商相場を参考に決定している

監 事 監 査 報 告 書

医療法人幸望会

理事長 高野 徹 殿

私は、医療法人幸望会の平成 6 会計年度（^{令和} 6 年 12 月 1 日から ^{令和} 7 年 11 月 30 日
まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いた
します。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要
な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求
めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借
対照表及び損益計算書、及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認め
ます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認め
ます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと
認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は
認められません。

^{令和} 8 年 2 月 12 日

医療法人 幸望会

監事 山崎 祐子 印

